

新型コロナウイルス感染症に係る障がい児通所支援の臨時的な取扱いに係る実施要領 令和5年5月8日適用（新旧対照表）

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>1 趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行期においても継続的な障がい児通所支援を実施するため、宇都宮市における障がい児通所支援の支給決定者に係る臨時的な取扱い（以下、代替支援）の考え方を定めるものである。</p> <p>2 実施基準</p> <p>次の(1)から(5)までのすべてを満たす場合、代替支援として認めるものとする。</p> <p>(1) 本市が国の緊急事態宣言の対象地域になった場合 又は通所支援事業所での支援を避けることがやむを得ないと宇都宮市が判断する場合 （通所支援事業所での支援を避けることがやむを得ないと宇都宮市が判断する場合とは、以下の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮市が事業所に対して、休業の要請を行った場合 ・ 感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業する場合 ・ 利用者の通う学校や幼稚園等が休校、休園、登園自粛となっている場合 ・ その他、やむを得ないと宇都宮市が判断する場合 	<p>1 趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行期においても継続的な障がい児通所支援を実施するため、宇都宮市における障がい児通所支援の支給決定者に係る臨時的な取扱い（以下、代替支援）の考え方を定めるものである。</p> <p>2 実施基準</p> <p>次の(1)から(5)までのすべてを満たす場合、代替支援として認めるものとする。</p> <p>(1) <u>以下に掲げる事象により通所支援事業所において通常のサービスの提供が困難になり、通所支援事業所での支援を避けることがやむを得ないと宇都宮市が判断する場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) <u>近隣自治体や近隣施設・事業所で感染が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐために休業する場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) <u>施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合</u></p>

- (2) 利用者（保護者）が、代替支援を希望していること
- (3) 利用者（保護者）に対し、代替支援であっても、通所による支援と同様の負担額が生じることを説明し、同意を得ていること
- (4) 療育の質が確保され、個別支援計画に沿った支援の提供が可能と認められること
- (5) 代替支援の提供について、適宜、評価・見直しが行われること

3 支援の方法

代替支援として認める支援の方法は、以下に掲げるものとする。

- (1) 当該事業所による訪問による支援
- (2) ICT等を活用し、双方向のやりとりが可能な対面による支援

感染防止の観点から、少人数・無接触の方法とするが、療育の質を確保するため、児童の様子を確認しながら、双方向のやり取りが可能な方法に限るものとする。

(以下の事例は、代替支援の対象外とする)

- ・ 音声通話のみによる療育
- ・ ICTを活用する場合でも、単に数分間の健康管理のみの場合
- ・ 事業所から提供した教材等を利用者が各自で取り組み、その結果についてメールや電話等で確認する場合

- (2) 利用者（保護者）が、代替支援を希望していること
- (3) 利用者（保護者）に対し、代替支援であっても、通所による支援と同様の負担額が生じることを説明し、同意を得ていること
- (4) 療育の質が確保され、個別支援計画に沿った支援の提供が可能と認められること
- (5) 代替支援の提供について、適宜、評価・見直しが行われること

3 支援の方法

代替支援として認める支援の方法は、以下に掲げるものとする。

- (1) 当該事業所による訪問による支援
- (2) 代替施設でのサービス提供による支援

- ・療育の効果等が評価できない方法（極端に短い時間や教材を見るだけ等）

4 事務手続

- (1) 代替支援を提供しようとする事業所は、支援提供月の開始5営業日前までに届出書(別紙)を子ども発達センターへ提出し、代替支援の内容について、子ども発達センターの確認を受け、不備等があった場合には速やかに修正すること
- (2) 代替支援を提供するにあたっては、通所による支援と同様の負担額が生じることを保護者に説明し、同意署名を得た書類を作成すること
また、子ども発達センターから求めがあった場合には、その書類を提出すること
- (3) 代替支援を実施した場合には、通所による支援と同様に、実績記録票、支援日誌等に提供した支援内容を記録すること
- (4) 代替支援を実施した翌月の10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに、提供結果の報告書（任意様式、支援日誌等のコピーでも可）を子ども発達センターへ提出すること

附則

この要領は、令和4年9月1日より適用とする。

4 事務手続

- (1) 代替支援を提供しようとする事業所は、支援提供月の開始5営業日前までに届出書(別紙)を子ども発達センターへ提出し、代替支援の内容について、子ども発達センターの確認を受け、不備等があった場合には速やかに修正すること
- (2) 代替支援を提供するにあたっては、通所による支援と同様の負担額が生じることを保護者に説明し、同意署名を得た書類を作成すること
また、子ども発達センターから求めがあった場合には、その書類を提出すること
- (3) 代替支援を実施した場合には、通所による支援と同様に、実績記録票、支援日誌等に提供した支援内容を記録すること
- (4) 代替支援を実施した翌月の10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに、提供結果の報告書（任意様式、支援日誌等のコピーでも可）を子ども発達センターへ提出すること

附則

この要領は、令和5年5月8日より適用とする。